

千葉県外の医療機関・助産所で受診する方へ

産婦健診を 船橋市外の医療機関・助産所（市外含む）で受診する方へ

母子健康手帳別冊の「妊婦・乳児・産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査受診票」を県外の医療機関や助産所（産婦健診については、医療機関は船橋市外も含み、助産所は船橋市内と市外も含む）で利用する場合は、医療機関、助産所と船橋市との間に契約が必要です。

（※助産所の場合、利用できない妊婦健診の受診券があります。詳しくは別冊をご覧ください。）

<県外（市外）医療機関や助産所で受診票の利用を希望する場合>

① 受診前に、契約の有無を地域保健課にご確認ください。

契約を結んでいる場合は、医療機関、助産所窓口で受診票を利用できます。

② 未契約の場合は、受診前に、医療機関や助産所の担当の方に契約をお願いして下さい。必要時、下記文書（点線の下）を医療機関や助産所の担当の方にお渡し下さい。（健診・検査費用の支払いに関係しますので、必ず受診前に連絡して下さい）

<問い合わせ先> 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号
船橋市 地域保健課 TEL 047-409-3274

※医療機関、助産所によっては、契約をしないことがあります。

その場合は、妊婦・乳児・産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査費用助成制度（償還払い）を申請すると、健診・検査費用の助成を受けることができます。（全額助成ではなく、公費負担の範囲内の助成となります） 必要書類がありますので、必ず地域保健課にご連絡下さい

千葉県外（船橋市外）医療機関・助産所ご担当者様

妊婦・乳児・産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査について（依頼）

船橋市民が受診票を利用して健康診査・検査を受診できますようご配慮をお願い致します。

1. 契約して頂ける場合

妊婦、産婦さんから本市に連絡を頂けたら、契約書類をお送り致します。

又は、取り急ぎの契約の場合など、ご担当者様から下記までご連絡頂けると幸いです。

<連絡先> 船橋市 地域保健課
妊婦・乳児・産婦健診、新生児聴覚検査担当 電話：047-409-3274

2. 健診・検査費用の請求について

妊婦・乳児健診、新生児聴覚スクリーニング検査

契約は、市との個別契約になります。健診費用の請求・支払いは、公益財団法人 ちば県民保健予防財団に委託しておりますので、財団への提出になります。

請求関係の書類は、後日、財団から貴医療機関、貴助産所に送付致します。

産婦健診 契約は、市との個別契約になります。健診費用の請求・支払いは、船橋市が直接おこないますので、船橋市への提出になります。